

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住民基本台帳法の改正に伴う外国人生活保護受給者の措置に係る仮住民票情報 の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

（担当部課：福祉部生活福祉課相談支援係）

事業の概要

事業名	外国人生活保護受給者の措置に係る仮住民票情報の確認
担当課	生活福祉課及び保護担当課
目的	外国人生活保護受給者への生活保護に係る措置を適切に実施するため
対象者	外国人生活保護受給者
事業内容	<p>現在、外国人住民への生活保護の措置を決定するときは、外国人登録証明書の提示により生活保護の措置に係る資格を確認している。</p> <p>ところが、平成24年7月9日以降は住民基本台帳法の改正に伴う外国人登録制度の廃止に伴い、外国人住民も対象となる住民基本台帳制度に移行される。このため、外国人住民への生活保護の措置を決定するときは、移行後の住民基本台帳制度に基づく住民票等(※1)により生活保護の措置に係る資格を確認することになる。</p> <p>※1 住民票又は在留カード・特別永住者証明書(在留カード・特別永住者証明書への切り替えまでの一定期間の外国人登録証明書を含む。)</p> <p>しかし、短期滞在者など住民基本台帳制度に移行されない外国人住民も生じることになる。このため、外国人生活保護受給者のうち、住民基本台帳制度に移行されない者が生じ得ることになり、住民基本台帳制度に移行されない外国人生活保護受給者については、生活保護の措置に係る資格を確認することができなくなる。</p> <p>よって、外国人登録制度の廃止前に、住民基本台帳制度に移行されない外国人生活保護受給者を把握し、当該外国人生活保護受給者に対し、入国管理局での手続きを勧奨するなど適切な助言や援助を行う必要がある。</p> <p>【住民基本台帳制度に移行されない外国人生活保護受給者の把握方法】</p> <p>仮住民票データ(※2)と生活保護のシステム上のデータとを突き合わせることにより、住民基本台帳制度に移行されない外国人生活保護受給者を把握する。</p> <p>※2 仮住民票データとは、「外国人登録のデータ」に「平成24年7月9日以降の住民票に移行する者、移行しない者の情報」が付加されたデータをいう。</p> <p>※2 仮住民票とは、現在の外国人登録原票等をもとに、住民基本台帳制度への移行後を想定して作成された住民票をいう。</p> <p>【対象者数】</p> <p>外国人生活保護受給者 約550人</p>

件名 住民基本台帳法の改正に伴う外国人生活保護受給者の措置に係る仮住民票情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	生活福祉課及び保護担当課
登録業務の名称	仮住民票	登録業務の名称	生活保護
登録業務の目的	外国人住民を外国人登録から住民基本台帳へ移行する際に、外国人住民に関する記録の正確性の確保と円滑な移行を図る。	登録業務の目的	生活保護制度の運営
登録業務に係る個人情報記録媒体	電磁的媒体	登録業務に係る個人情報記録媒体	生活保護システムサーバ
目的外利用を行う理由	住民基本台帳法の改正に伴う外国人登録制度の廃止（平成24年7月9日）後、住民基本台帳制度に移行されない外国人生活保護受給者について、仮住民票データと生活保護のシステム上のデータとを突き合わせることにより、当該外国人生活保護受給者を把握する必要があるため		
目的外利用を行う情報項目	【外国人生活保護受給者に係る情報項目】 ① 住民番号 ② 世帯番号 ③ 施行後世帯番号 ④ 氏名 ⑤ 併記名 ⑥ 通称名 ⑦ 備考欄カナ氏名 ⑧ 生年月日 ⑨ 性別 ⑩ 国籍・地域 ⑪ 世帯主名 ⑫ 続柄 ⑬ 住所 ⑭ 外国人登録番号 ⑮ 在留資格 ⑯ 在留期間 ⑰ 在留期間の満了の日 ⑱ 住民票作成対象・対象外の別		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成24年6月21日から平成24年7月9日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		